

公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書

(沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業)

沖縄県指令農第 283 号

平成 6 年 2 月 16 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益財団法人沖縄県畜産振興公社（以下「公社」という。）が行う定款第 4 条の事業に関する基本的事項を定め、また、沖縄県和牛子牛価格安定対策事業補助金交付要綱に基づき、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(事業運営の基本方針)

第 2 条 公社は、その行う事業の公共的重要性に鑑み、沖縄県及び関係団体との緊密な連絡のもとに、その事業を能率的かつ効果的に運営するものとする。

2 公社は、定款第 3 条の目的及び第 4 条に掲げる事業を達成するため県独自の生産者補てん金の交付契約及び対象子牛の手続きを行うこととし、生産者補給金制度による個体登録申し込み、個体識別、個体登録販売の確認、保留の確認、死亡等の届出、業務委託等生産者補給金制度の事業と共用し、連動しながら合理的な運営を図るものとする。

第 2 章 対象子牛及び業務対象年間

(対象子牛)

第 3 条 公社は、生産者補てん金の交付となる対象子牛は、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 県内で生産された黒毛和種の雌子牛であること。
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度に基づく個体登録が行われており、第 10 条に基づき、生産者補てん積立金を公社が指定する期日までに納付していること。

(3) 前項の要件を満たす雌子牛が、契約生産者により 6 か月齢に達した日から満 12 か月齢に達する日までの間に県内家畜市場で販売される、または満 12 か月齢に達した後に県内で保留確認されること。

(業務対象年間)

第 4 条 公社は、業務対象年間ごとに事業を行うものとする。

2 業務対象年間の 1 期間は 5 年間とする。

3 公社は、当該業務対象年間において生産者補てん金に充てるための資金が著しく減少したことにより事業を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、沖縄県知事の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第 3 章 生産者補てん金交付契約の締結

(契約締結の相手方)

第 5 条 肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者補給金交付契約を締結している者は、公社と生産者補てん金交付契約を締結することができる。

(生産者補てん金交付契約に関する申し込み及び締結)

第 6 条 契約の申し込みは、業務対象年間ごとに、公社が別に定める生産者補てん金交付契約約款（以下「約款」という。）に基づき、別紙様式第 1 号により公社に対し行うものとする。

2 約款については、理事長が定めるものとする。

3 公社は、前項の規定による申し込みを受け、かつ、これを承認したときは、遅滞なく当該生産者との間で、約款により契約を締結しなければならない。

4 公社は、肉用子牛の生産者に対して、約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提示するものとする。

5 公社は、約款の内容を改正した場合には、肉用子牛の生産者に対して、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提示するものとする。

(契約の解除)

第 7 条 (令和 6 年 6 月 4 日の一部改正により削除)

第4章 肉用子牛の個体登録及び対象子牛の販売又は保留の確認等

(個体登録の申込、個体識別、販売確認等)

第8条 生産者補てん金交付契約に係る契約対象子牛の個体登録の申し込み、個体識別、個体登録、販売確認、保留の確認及び死亡等の届出については、肉用子牛生産安定等特別対策措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度に準ずるものとする。

第5章 生産者補てん積立金の額の決定及び納付

(補てん積立金の額)

第9条 公社は、理事会の議決を経て、業務対象年間における対象子牛の1頭当たりの補てん積立金の額を定めるものとする。

2 前項の補てん積立金は、県および生産者は2分の1に相当する額を負担するものとする。

3 公社は、肉用子牛の生産条件、その他経済事情等に著しい変動が生じた場合において、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず理事会の議決を経て補てん積立金の額を改定することができる。

4 公社は、第1項の積立金の額を定めたときは、遅滞なく、これを業務の委託を受けている者に通知するものとする。

(生産者補てん積立金の納付)

第10条 公社は、前条の規定に基づき、個体登録頭数に応じた生産者補てん積立金を月ごとに契約生産者に納付させるものとする。

2 公社は、業務対象年間の終了時において、生産者補てん金を交付し、なお生産者補てん積立金に残高がある場合には、当該残高を次期業務対象年間の生産者補てん積立金へ繰り入れるものとする。ただし、業務対象年間終了時に、生産者補てん積立金の残高がセリ価格低落時の補てん金交付に支障がないと判断された場合には、沖縄県知事から承認を経て、生産者補てん積立準備金へ繰り入れることができるものとする。

3 前項で繰り入れた生産者補てん積立金及び生産者補てん積立準備金については、県、契約生産者ごとにそれぞれ経理区分し、生産者補てん積立準備金を当該年度登録頭数の積立金に充てることができるものとする。

- 4 公社は、補てん金の財源として、生産者補てん積立金が不足した場合、県の同意をもって県積立金を充当することが出来る。ただし、その場合、不足した生産者補てん積立金の負担額を契約生産者に対し、第1項に規定する生産者補てん積立金のほか、県積立金へ戻入するための特別納付金を納付させることとする。
- 5 特別納付金の徴収時期については、県と協議する。
- 6 前項に規定する特別納付金については、第12条の規定を準用する。

第11条 (平成22年11月29日の一部改正により削除)

(生産者補てん積立金の相殺の禁止)

第12条 契約生産者は、公社に納入すべき生産者補てん積立金につき、相殺をもって公社に対抗することはできない。

(生産者補てん積立金の返戻)

第13条 生産者補てん積立金は、契約生産者より業務対象年間に終了したときに別記様式第2号の積立金返戻申請があり、当該生産者に生産者補てん積立準備金がある場合は、返戻することができる。

第6章 保証基準価格の決定、標準取引価格の算定及び通知

(保証基準価格の決定)

第14条 公社は、県知事が定める保証基準価格を用いるものとする。

- 2 公社は、保証基準価格が改定されたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(標準取引価格)

第15条 公社は、四半期ごとに県内指定家畜市場において販売された雌規格子牛の加重平均価格を基に標準取引価格を算定するものとする。

- 2 公社は、四半期ごとに定めた標準取引価格を業務の委託を受けている者に通知するものとする。

(生産者補てん金交付の手続き)

第16条 (令和6年6月4日の一部改正により削除)

(生産者補てん金の交付)

第17条 前条の規定により契約生産者に対して交付する生産者補てん金の額は、標準取引価格が保証基準価格を下回った標準取引価格の算定期間（以下「交付対象期間」という。）において、保証基準価格と標準取引価格との差の10分の9に相当する額に契約生産者が販売、保留確認した対象子牛の頭数を乗じて得た金額を交付するものとする。

2 公社は、前項の生産者補てん金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、公社が、特に必要と認めるときは、公社の指定する場所において交付することができる。

第18条 (平成22年11月29日の一部改正により削除)

(生産者補てん金の削減)

第19条 公社は、次の各号に該当する場合には、沖縄県知事に協議して、生産者積立金から交付する生産者補てん金の金額を削減することができる。

- (1) 生産者補てん金の金額が保証基準価格の10分の1を超えるとき。
- (2) 生産者積立金が不足すると見込まれるとき。

(生産者補てん金の不交付又は返還)

第20条 公社は、当該契約生産者が補てん積立金の納付、その他公社に対する義務の履行を怠った場合には、生産者補てん金の全部若しくは一部を返還させることができる。

第7章 業務に係わる事務の委託に関する事項

(業務に係わる事務の委託)

第21条 公社は、次の各号に係わる業務について、公社が指定するものに事務を委託することができる。

- (1) 契約に係わる書類の受理及び送付
- (2) 生産者補てん積立金の徴収
- (3) 対象子牛の販売又は保留の確認の申出に係わる書類の受理
- (4) 子牛異動報告書の受理
- (5) その他必要とする事務

第 8 章 雑 則

(報告の徴収等)

第 22 条 公社は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用雌子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 公社は、沖縄県から、その業務の実施について報告を求められた場合は遅滞なく報告するものとする。

第 23 条 (平成 22 年 11 月 29 日の一部改正により削除)

(手 数 料)

第 24 条 公社は、業務の運営の事務費等に充てるため、実費相当額を契約生産者に手数料を納付させることができる。

2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て、定めるものとする。

(細 則)

第 25 条 公社は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

平成 5 年度の生産者補てん金交付契約に関する申し込み及び生産者補てん積立金の納入については、第 6 条、第 7 条の規定にかかわらず会長理事が別に定める日までとする。

附 則 (平成 7 年 10 月 17 日沖縄県指令農第 1789 号)

この業務方法書の一部改正は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 10 月 25 日沖縄県指令農第 1803 号)

1 この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 この業務方法書の改正前に基づく手続きその他にあつて平成 9 年 3 月 31 日までに行われたものに係る事項については、改正後の業務方法書に基づき行われたものとみなす。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日 沖縄県指令農第 648 号）

この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 27 日 沖縄県指令農第 578 号）

この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 5 月 12 日 沖縄県指令農第 962 号）

この業務方法書の一部改正は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 6 月 28 日 沖縄県指令農第 936 号）

この業務方法書の一部改正は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 7 月 5 日 沖縄県指令農第 948 号）

この業務方法書の一部改正は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 14 年 1 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの期間に係る生産者補てん金の交付については、雄子牛にも適用する。

この場合において、業務方法書第 3 条中の「雌子牛」とあるのは、「雄・雌子牛」と読み替えるものとする。

また、第 6 条の生産者補てん金交付契約については、当該期間における契約者をもって、雄子牛の契約を締結した者とみなす。

さらに、第 15 条中の「雌規格子牛の加重平均価格を基に標準取引価格を算定する」とあるのは、「雌規格子牛の加重平均価格と雄規格子牛の加重平均価格を基にそれぞれ標準取引価格を算定する」と読み替えるものとする。

附 則（平成 21 年 7 月 22 日 沖縄県指令農第 745 号）

1 この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年度においては、第 15 条中「四半期ごとに」とあるのは「月ごとに」と読み替えるものとする。

附 則（平成 22 年 5 月 6 日）

この業務方法書の一部改正は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、

平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 29 日）

- 1 この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 22 年度においては、第 15 条中「四半期ごとに」とあるのは「月ごとに」と読み替えるものとする。
- 3 この業務方法書の適用において、平成 22 年 7 月の家畜市場取引に限り、第 3 条中「雌子牛」とあるのは「雌牛」と読み替えるものとする。
- 4 「対象子牛の月齢」、「標準取引価格の算定」及び「補てん金交付額」については、第 3 条の（1）、第 15 条第 1 項及び第 17 条第 1 項の規定に係らず、平成 22 年 7 月の家畜市場取引に係る算定に限り理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日）

この業務方法書は、沖縄県知事の承認のあった日から施行し、公益法人の設立登記の日から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日）

この業務方法書は、理事会の議決あった日から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日）

- 1 この業務方法書は、理事会の議決あった日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 令和 5 年度においては、第 15 条中「四半期ごとに」とあるのは「月ごとに」と読み替えるものとする。
- 3 令和 5 年度においては、第 6 条にて令和 5 年度中に交付契約を締結した登録生産者は第 16 条の手続きを省略できるものとする。

附 則（令和 6 年 1 月 31 日）

- 1 この業務方法書は、理事会の議決あった日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 附則（令和 5 年 6 月 30 日）の 2 は、令和 5 年 9 月 30 日をもって廃止する。
- 3 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの生産者補てん金は、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業で交付する。

附 則（令和 6 年 6 月 4 日）

この業務方法書は、理事会の議決あった日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 4 日）

1 この業務方法書は、理事会の議決あった日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間に対象となる生産者補てん金は、沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業で交付する。

附 則（令和 8 年 3 月 18 日）

1 この業務方法書は、理事会の議決あった日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 令和 8 年 4 月 1 日から開始する業務対象年間は令和 12 年 3 月 31 日までとする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

生産者補てん金交付契約申込書

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社

理事長 殿

令和 年 月 日

貴公社の業務方法書および、生産者補てん金交付契約約款の契約の内容を了知し、これに基づき生産者補てん金交付契約を締結いたしたく、下記のとおり申し込みます。

住 所

氏 名

生産者積立金返戻申請書

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社

理事長 殿

住 所

氏 名

事業を中止するため、公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書（沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業）の第13条に基づき、生産者積立金の返戻を申し込みます。

1 事業中止の理由			
2 振込指定口座			
金融機関名		支店名	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ)			
口座名義			
3 確認事項 下記の確認事項を確認し、いずれかに丸を記入してください。 契約者本人以外が受取る場合は、契約者本人との続柄を記入して下さい。			
確認	確認事項		
	本請求は、契約者本人によるものである。		
	契約者本人との続柄（ ） ※本人以外が受取る場合、戸籍謄本等および受取る方の実印で押印し、印鑑証明を同封して下さい。		